

2026 年 10 月 16 日 全 9 頁

なぜ企業は同じ情報を何度も提出しなければならないのか

公的統計のデジタル化を問う①ー負担軽減の「効果」

政策調査部 主任研究員 溝端 幹雄

[要約]

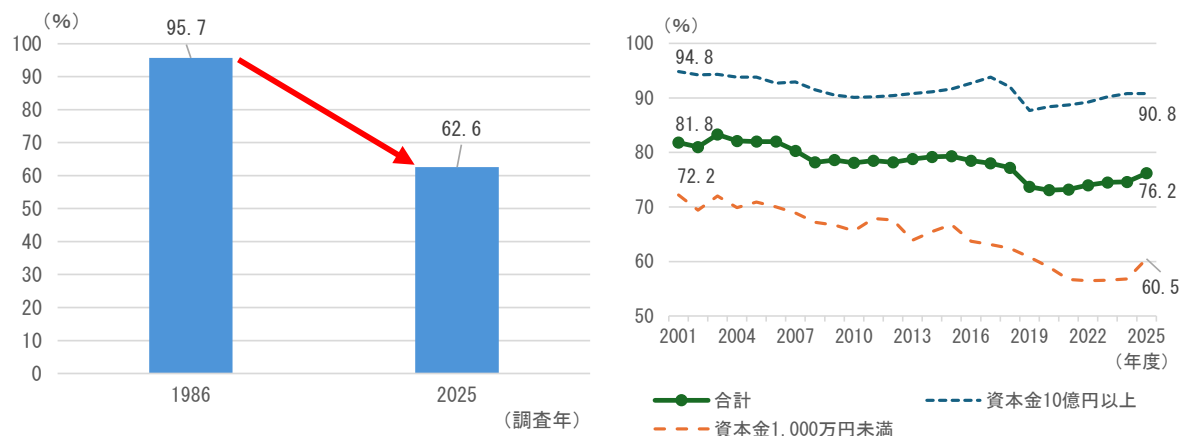
- 公的統計は、経済社会の実態を把握する上で重要な公共財である。しかし近年、回答負担の重さなどを背景に、統計調査全体の回収率の低下が世界的な問題となっており、日本も例外ではない。世帯系調査だけでなく企業系調査でも回収率が低下し、標本の偏りや推計精度の悪化を通じて、統計の信頼性と制度の持続可能性を脅かしている。
- 企業、とりわけ一定規模以上の企業は、複数の基幹統計調査・一般統計調査の対象となり得る。売上高・従業者数・設備投資などの類似項目でも、定義、対象範囲、対象期間、締め切りが異なり、調査ごとに確認・加工する必要がある。負担は専任の統計担当を置きにくい中小企業ほど固定費的に重く、統計だけでなく企業の「レポーティング全体」を見据えれば、削減余地は大きい。
- 負担軽減の第一歩は測定である。日本でも「官民の統計コスト削減」に取り組んだが、その後、同じ枠組みによる政府横断的な継続計測は確認できない。海外では、標準コストモデルや法制度に基づき、行政手続・政府の情報収集に伴う負担の計測が行われている。日本の次期第Ⅴ期公的統計基本計画では計測を制度に組み込み、「測って減らす」PDCA を回すべきである。
- デジタル化による負担軽減の効果は、①調査の電子化（オンライン回答）、②調査自体の削減（行政記録・企業データの連携）、③調査の代替（民間・オルタナティブデータの活用）の3段階で整理できる。生成AIは各段階を横断的に後押しする。さらに、企業を、統計を「出す側」から「使う側」へと位置づけ直し、速報化・詳細化や統計データの安全な利活用などの便益を返す設計が鍵となる。

はじめに ― 制度の持続可能性と企業の報告者負担

公的統計は、経済社会の実態を把握する上で重要な公共財である。景気判断、予算編成、社会保障や地域政策の設計、企業の事業計画に至るまで、その基盤には公的統計がある。しかし近年、回答の負担の重さなどを背景に、統計調査全体の回収率の低下が世界的な問題となっており、日本も例外ではない。

欧米では、個人・世帯を対象とした世帯系調査だけでなく、企業・事業所を対象とした企業系調査でも回収率が低下している¹。日本でも、厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査）の世帯票回収率は1986年の95.7%から2025年には62.6%へ低下した。財務省「年次別法人企業統計調査」²も2001年度の81.8%から2025年度の76.2%へ低下し、特に資本金1,000万円未満の小規模法人では72.2%から60.5%への低下が目立つ（図表1）。

図表1 統計調査の回収率は低下傾向（左：世帯系調査、右：企業系調査）



（注）世帯系調査の回収率は「国民生活基礎調査」（大規模調査）、企業系調査の回収率は「年次別法人企業統計調査」。

（出所）厚生労働省・財務省より大和総研作成

回収率の低下は、標本の偏りや推計精度の悪化を通じて統計の信頼性に直結するため、対策は喫緊の課題である。その背景には後述するように、企業にとって公的統計調査の報告者負担が重いことがある。この負担は企業の生産性を押し下げる要因となっており看過できない。

統計を作成する側でも、調査員の減少・高齢化や予算・人員の制約が強まる³一方、デジタル時代には速報性・詳細性・網羅性への需要が拡大している（図表2）。この需給ギャップを埋める鍵がデジタル化である。

¹ 世帯系調査の回収率低下については、溝端幹雄 [2025] 「[デジタル時代で変容を迫られる公的統計：回収率低下やニーズ拡大を受けて大きな曲がり角に](#)」大和総研レポート（2025年3月27日）を参照されたい。

² 趨勢的な回収率の動向を見るため、長期時系列データを入手できる金融業・保険業を除く系列を用いた。

³ 総務省政策統括官（統計制度担当） [2026] 「[調査員調査について](#)」統計法等に関する研究会（第4回）資料1-2、令和8年7月。

図表 2 公的統計を取り巻く需給ギャップ

需要の拡大（統計に求められるもの）	供給の制約（統計を作る側の事情）
速報性 — より速く	統計調査員の減少・高齢化
詳細性 — より細かく（地域・業種別 等）	回収率の低下による精度の悪化
網羅性 — より広く（新しい経済活動）	予算・人員の制約

（出所）大和総研作成

政府は 2007 年に全面改正された統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、おおむね 5 年ごとに公的統計基本計画（以下、基本計画）を策定してきた。現行の第 IV 期基本計画は 2027 年度に計画期間を終えるため、次期の第 V 期基本計画に向けた検討が今後進むと見込まれる。デジタル時代の公的統計の在り方があらためて問われる。

今回のレポートでは、とりわけ多くの公的統計への報告に直面する企業の負担の重さという観点から、前編として統計調査の実態及びデジタル化による「効果」を整理する。そして後編となる次回のレポートでは、統計調査のデジタル化実現に向けた「課題」と次期の第 V 期基本計画への提言を行う。

企業が直面する報告者負担の実態

企業、とりわけ一定規模以上の企業は、複数の基幹統計調査・一般統計調査⁴の対象となり得る。例えば、「経済センサス」「経済構造実態調査」「法人企業統計調査」「毎月勤労統計調査」「商業動態統計調査」「サービス産業動態統計調査」「経済産業省企業活動基本調査」「科学技術研究調査」などである（図表 3）。

問題は調査の「数」だけではない。売上高・従業者数・設備投資などの類似項目でも、定義、対象範囲、対象期間、締め切りが異なり、企業は調査ごとに確認・加工する必要がある。紙・電子・各府省のシステムが併存し、部署をまたぐ名寄せや転記も生じる⁵。

負担が構造的に生じる背景には、日本が各府省でそれぞれ所管分野の統計を作成する「分散型統計機構」を採用していることがある。調査が府省・分野ごとに個別に設計されるため、府

⁴ 国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計を「基幹統計」、それ以外を「一般統計」と呼び、基幹統計を統計調査により作成する「基幹統計調査」とそれ以外の「一般統計調査」の 2 つがある。前者の基幹統計調査には報告義務があり、統計法では基幹統計調査の報告（回答）を求められた者が、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりすることを禁止しており（第 13 条）、これらに違反した者に対して、50 万円以下の罰金が定められている（第 61 条）。しかし、罰則の適用は実態として形骸化しているとの報告が以前よりあり（総務省〔2008〕「[非協力者への処罰（罰則の適用について）](#)」統計委員会基本計画部会第 4 ワーキンググループ会合（第 8 回）配布資料 資料 3-3、平成 20 年 5 月 13 日）、現在の関心は統計行政への協力を得るための対策に移っている。

⁵ 総務省〔2017〕「[統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査（実施結果）](#)」総務省政策統括官（統計基準担当）、平成 29 年 5 月 12 日。

省横断の調整が不十分な場合、類似項目の重複や定義の不統一が生じやすい。また、統計法により報告義務が課される調査がある一方、回答負担を府省横断で継続的に軽減する仕組みはなお発展途上にある。

図表 3 企業が回答を求められる主な公的統計調査

統計調査（例）	所管府省	主な報告項目（例）
経済センサス	総務省・経済産業省	売上高、費用、従業者数、事業所の状況 等
経済構造実態調査	総務省・経済産業省	売上高、費用構造、事業活動の内容 等
法人企業統計調査	財務省	売上高、利益、資産・負債、設備投資 等
毎月勤労統計調査	厚生労働省	賃金、労働時間、常用雇用者数 等
商業動態統計調査	経済産業省	商品販売額、在庫額 等
サービス産業動態統計調査	総務省	売上高、従業者数 等
経済産業省企業活動基本調査	経済産業省	事業活動、事業所数、研究開発、取引 等
科学技術研究調査	総務省	研究費、研究者数 等

（注）主要な調査の例であり網羅的ではない。調査対象・実施周期・回答義務は調査ごとに異なる。

（出所）総務省・経済産業省・財務省・厚生労働省より大和総研作成

経団連の 2021 年の会員企業アンケート⁶では、7 割以上が（税・社会保険・登記などの）行政記録情報の活用は統計調査の回答負担軽減につながると回答した。重複報告の解消は、回答の遅延や記入誤りを抑え、回収率や統計精度の向上にも寄与する可能性がある。

しかも、これらの調査は年間を通じて絶えず到来する。毎月の月次調査、毎四半期の四半期調査、年に一度の年次調査、そして数年ごとの周期調査が重なり合い、企業の統計担当は「常にどれかの締め切りに追われている」状態に置かれやすい（図表 4）。負担は特定の時期に集中するのではなく、通年で恒常的に発生する点にも留意が必要だ。

図表 4 企業が直面する調査対応の年間イメージ

頻度	主な対応（例）
毎月（月次調査）	毎月勤労統計調査、商業動態統計調査、サービス産業動態統計調査 等の月次報告
毎四半期（四半期調査）	四半期別法人企業統計調査 等
毎年（年次調査）	年次別法人企業統計調査、経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査、科学技術研究調査 等
数年ごと（周期調査）	経済センサス 等の大規模調査

（注）対応の時期・頻度は企業・調査により異なるイメージ。

（出所）総務省・経済産業省・財務省・厚生労働省より大和総研作成

⁶ 日本経済団体連合会〔2021〕「[公的統計の改善に向けた提言－行政記録情報の利活用等に向けて－](#)」2021 年 10 月 12 日。なお、回答企業・団体数は 62。経団連の関係委員会所属企業・団体を対象としたアンケート。

報告者負担の「構造」を分解する

負担軽減を論じる前に、企業の報告者負担が何から成るかを分解しておきたい。負担は調査の「数」だけで測れるものではなく、少なくとも次の3つの層から成る（図表5）。

図表5 企業の報告者負担の3層構造

層	内容	軽減の着眼点
① 直接費用	記入・確認・提出の時間と人件費	電子化・自動転記による入力削減
② 間接的・心理的コスト	名寄せ・稟議・締切管理・疑義対応	共通認証・様式標準化・once-only
③ 逆進性	中小ほど固定費的に重い	行政記録での代替、簡易な回答手段
（横断）レポーティング全体	統計＋財務(XBRL)＋ESG＋税務の重複	定義・様式の標準化とデータ連携

（出所）大和総研作成

第一に、直接費用である。調査票の記入・確認・提出に要する時間と人件費であり、最も見えやすい負担である。回答項目が多く、専門的であるほど費用は膨らむ。

第二に、間接的・心理的コストである。複数部署にまたがるデータの名寄せ、社内の稟議・決裁、多数の締め切りの管理、疑義照会への対応など、記入以外に生じる負担であり、直接の記入時間だけでは捉えにくい大きな負担となる場合がある⁷。オンライン化で記入時間が減っても、この層が残れば体感負担は下がりにくい。

第三に、逆進性である。専任の統計担当を置きにくい中小企業ほど、負担は固定費的に重くのしかかる。負担の重さは回答の遅延・記入誤り・未回答を招く。前掲の図表1右でも小規模法人ほど回収率が低いことが示されているが、その背景には報告負担に加え、回答体制や調査への認知など複数の要因が考えられる。負担軽減は、中小を含む幅広い企業の協力を得るためにも重要である。

企業の情報提出は、統計調査に加え、財務報告、ESG（環境・社会・ガバナンス）・サステナビリティ開示、税申告などにも及ぶ。同種データを別々の様式で提出する重複を踏まえれば、様式・定義の標準化やデータ連携による削減余地は大きい。統計だけでなく企業の「レポーティング全体」を見据えることが、デジタル化の効果を最大化する。

負担は「測る」ことが可能 — まず見える化を

負担軽減の第一歩は測定である。日本でも統計改革の一環として「官民の統計コスト削減」

⁷ 日本経済団体連合会〔2021〕や総務省〔2017〕でも、「追加的な作業が必要となる（他部署へのデータ提供要請等）」「他部門・支店・事業所等へのデータ提供依頼が必要」という点で負担を感じるという回答が最も多い。

に取り組んだ⁸が、その後、同じ枠組みによる政府横断的な継続計測は確認できない。共通の物差しがなければ、議論は感覚論に流れやすい。

海外では負担計測が制度化されている（図表 6）。標準コストモデル（Standard Cost Model：SCM）は、情報提供義務への対応にかかる行政手続コストを、「人件費単価×所要時間×対象数×頻度」等により金額換算する手法で、オランダ、デンマーク、英国などが活用してきた。米国も文書業務削減法（Paperwork Reduction Act：PRA）の下で、行政管理予算局（OMB）が報告負担時間を集計・公表している。負担の可視化により、施策の優先順位づけと進捗管理が可能になる。

日本でも、次期第 V 期基本計画では計測を制度に組み込み、「測って減らす」PDCA を回すべきである。一企業当たりの回答調査数、回答時間、準備・社内調整を含む費用、重複項目数などを、統一した定義で企業規模別に把握する⁹。これがデジタル化施策の評価と説明責任の基盤になる。

図表 6 行政手続・統計報告の負担を計測する国内外の枠組み

主体	枠組み	特徴
日本	「官民の統計コスト削減」（総務省）	実施者・報告者・利用者のコストを把握（令和3年に最終フォローアップ）
オランダ・デンマーク・英国 等	標準コストモデル（SCM）／削減目標	負担を金額換算し、定量的な削減目標を設定
米国	文書業務削減法（PRA）／OMB・OIRA	連邦政府の情報収集ごとに回答時間・費用を推計し、承認・公表

（出所）総務省、オランダ政府、デンマーク政府、英国政府、米国行政管理予算局資料より大和総研作成

オンライン回答の到達点と限界

総務省によると¹⁰、オンライン導入率（オンライン回答手段を導入した調査の割合）は 2026 年 3 月末で 94.3%に達した。一方、現行の第 IV 期基本計画が掲げる基幹統計調査のオンライン回答率（実際の回答に占めるオンライン回答の割合）の目標（企業系 8 割以上、世帯系 5 割以上）に対し、2025 年度は企業系 62.3%、世帯系 28.8%にとどまる。選択肢が用意されても、

⁸ 総務省政策統括官（統計制度担当）〔2021〕「[官民の統計コスト削減に係る最終フォローアップ結果](#)」令和 3 年 9 月。さらに、統計を含む行政手続全般の負担を測定したものでは、規制改革推進会議行政手続部会〔2018〕「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（第 30 回規制改革推進会議 資料 3-2、平成 30 年 4 月 24 日、令和元年 7 月 29 日改定）が公表されている。これは、各省庁が事業者に行行政手続の申請等に要した作業時間を聴取し、その作業時間を人件費に換算して試算したものである。

⁹ 政府は 2017 年の調査において、国の統計調査の 1 企業当たりの年間依頼件数を把握しており、資本金等 100 億円以上の企業では 1 企業当たり年間で 34.2 件（回答企業ベース）と報告している（総務省〔2017〕「[統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査（実施結果）](#)」総務省政策統括官（統計基準担当）、平成 29 年 5 月 12 日）。しかし、こうした把握を継続的にフォローアップしてはいない。

¹⁰ 総務省〔2026〕「[公的統計作成等への AI 等のデジタル技術の活用及び AI 等によるデータ分析に資する統計データの提供について](#)」統計法等に関する研究会（第 5 回）資料 2 背景資料、令和 8 年 7 月 29 日。統計調査数は、令和 8 年（2026 年）3 月末現在で回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（周期調査等を含む）。

利用が十分進んでいるとは限らない。

その背景には、回答者の高齢化やPC利用率の低さ、設問の多さ、複数部署での分担、紙の方が一覧性・共有性に優れること、操作・システム上の制約等がある（図表 7）。単に画面を用意するだけでは解消しない。

つまり、オンライン化＝電子化は「入力チャネルを紙から画面に替える」ものにとどまり、同じ項目を繰り返し入力させる構造そのものは残る。ここに電子化の限界がある。負担を根本から軽減するには、次で述べる「削減」「代替」の段階へ進む必要がある。

図表 7 オンライン回答の現状・目標・伸び悩みの要因

項目	内容
導入率	94.3%（オンライン調査を導入した統計調査の割合、2026年3月末時点）
第IV期基本計画の目標	基幹統計調査のオンライン回答率を、企業系8割以上・世帯系5割以上（2027年度までの5年間）
伸び悩みの要因	回答者の高齢化・PC利用率の低さ、紙の稟議ニーズ、複数部署での分担回答、セキュリティ面の制約 等

（出所）総務省「令和 6 年度・令和 7 年度統計法施行状況報告」より大和総研作成

デジタル化による「効果」 — 負担軽減の 3 段階

負担を根本から軽減するデジタル化の効果は、報告負担を段階的に引き下げる形で整理できる。すなわち、①調査の電子化（オンライン回答）、②調査自体の削減（行政記録・企業データの連携）、③調査の代替（民間・オルタナティブデータの活用）の 3 段階である（図表 8）。①から③へ進むほど、負担軽減の効果は大きくなるが、実現の難易度も高まる。先述したとおり①の電子化には限界があり、以下では②と③に重点を置いて述べる。

図表 8 デジタル化による報告者負担軽減の 3 段階

段階	考え方	主な手段・事例
① 電子化	調査票をオンライン化し入力を効率化	政府統計オンライン調査総合窓口、調査対象者IDの統合 将来的にはgBizID等との認証連携も検討余地がある
② 削減	既に保有する情報で代替し「そもそも聞かない」	行政記録の統計利用（英VAT月次指標）、企業システム連携・SBR/XBRL、北欧レジスター
③ 代替	民間・オルタナティブデータで統計を代替・補完	POS・スキャナー、キャッシュレス決済データ 等

（出所）大和総研作成

① 電子化 — 入力チャネルの電子化

電子回答は郵送・記入の手間を減らし、入力チェックで誤りも抑える。「G ビズ ID」¹¹等の共

¹¹ G ビズ ID は、すべての事業者を対象とする共通認証システムである。アカウントを作成すると、一つの ID とパスワードで複数の行政サービスにログインでき、補助金申請、社会保険手続、許認可に関する申請など、業務上の各種電子手続に利用できる。詳しくは、デジタル庁「[G ビズ ID](#)」を参照。

通認証を用いれば認証の手間も軽減できる。しかし、同じ項目を何度も入力させる構造は残るため、負担の根本的削減には次の段階が必要である。

② 削減 — 「そもそも聞かない」(once-only)

税・社会保険・登記などの行政記録情報を統計に転用できれば、企業に「そもそも聞かない」で済む。英国国家統計局（ONS）は付加価値税申告データを短期経済指標に利用している。また、行政が一度取得した情報の再提出を求めない「once-only 原則」は EU のデジタル行政における重要な原則とされ、対象手続について域内実装が進められている。

会計・ERP（統合基幹業務システム）・給与などの企業システムから、API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）連携や XBRL¹²で標準様式のデータを提出できれば転記負担は減る。オランダや豪州の標準ビジネスレポーティング（Standard Business Reporting：SBR）は、項目定義と様式を標準化し、複数行政機関への報告を効率化する。さらに北欧諸国の一部では行政記録を統合した登録簿（レジスター）を統計基盤とし、報告者負担の抜本的軽減と作成効率化を両立している¹³。

③ 代替 — 民間・オルタナティブデータの活用

POS・スキャナーデータやキャッシュレス決済データ等は、統計の一部を代替・補完し、速報性と詳細性を高める（図表 9）。日本でも消費者物価指数の一部に POS データが導入されている。また、商業動態統計調査の家電大型専門店分野では POS データ等を用いた提出方法が導入されている。企業系調査を民間データで代替すれば報告負担を減らせるが、代表性・継続性を踏まえ、公的統計と補完的に用いる必要がある。

図表 9 国内外のビッグデータ・行政記録の活用事例

国	公表元	統計名	データの種類／対象
日本	総務省	消費者物価指数(CPI)	POSデータ（家電 等）、ウェブスクレイピング（航空運賃・宿泊料 等）
日本	経済産業省	商業動態統計・丁2調査	POSデータ等による提出・組替集計（家電大型専門店の商品販売額等）
英国	ONS	VAT flash estimates（売上高DI）	行政記録情報（HMRCのVAT申告に基づく売上高データ）
オランダ	統計局	消費者物価指数(CPI)	スキャナーデータ、ウェブスクレイピング（スーパー、衣料品 等）
米国	BEA	Near Real-Time Spending（実験的推計、2024年終了）	クレジット・デビット・ギフトカード取引データ

（出所）総務省、経済産業省、英国国家統計局（ONS）、オランダ統計局（CBS）、米国 BEA より大和総研作成

¹² XBRL（Extensible Business Reporting Language：拡張可能な事業報告言語）とは、XML（Extensible Markup Language）を基礎として、企業の財務・事業報告情報を作成、流通および利用しやすくするために標準化されたデータ記述言語のこと。

¹³ なお、総務省でも現在、事業所母集団データベースの事業所 ID（共通事業所コード）を用いて、報告者の負担軽減につながる重複排除や高度な分析の推進に関する議論が行われている（総務省「[経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について](#)」統計法等に関する研究会（第 2 回）資料 2、2026 年 6 月 19 日）。

生成 AI がもたらす「第 4 の層」による横断的な業務支援

前掲図表 8 で示した 3 段階に加え、生成 AI は報告者負担の軽減に新たな層を開きつつある。作業を人手から機械へ移す点で、電子化・削減・代替の各段階を横断的に後押しする。

統計の報告側（企業・事業所）では、調査票の下書きの自動生成、社内データからの自動転記・項目マッピング（調査票の項目と対応させること）、用語・定義の自動解説、疑義照会への一次的な自動応答などが期待される。企業が「何を、どの定義で書けばよいか」を調べる手間を減らし、間接・心理コストの層に効く。

統計の作成側では、記入内容の AI 審査、産業・職業の自動符号づけ、自由記述の自動分類により、審査・集計の効率と正確性を高められる。導入には、精度検証、説明可能性、機密情報管理を含む運用基準が必要である。

ただし、生成 AI には誤りや品質のばらつきがあり、最終確認は人が担う必要がある。機密情報の管理と一体で導入し、3 段階の各施策を補強する道具として位置づけるべきである。

「出す側」から「使う側」へ — 便益の可視化

負担軽減を持続させる最後の鍵は、企業に協力の見返り（便益）を返すことにある。負担を求める一方でメリットがなければ、協力は続かない。デジタル化は、提出されたデータを企業に「返す」便益の設計を可能にする。企業を、統計を「出す側」から「使う側」へと位置づけ直す発想である。

・ **速報化・詳細化**：統計をより早く・細かく提供し、企業が自社の景況判断・投資判断に使いやすくする。

・ **統計データの安全な利活用**：オンサイト施設やリモートアクセスによる匿名化されたミクロデータの研究利用を拡充するとともに、企業が自社の状況を業界平均や同規模企業の集計値と比較できるベンチマーク情報を提供する。

・ **政策の質の向上**：EBPM（証拠に基づく政策立案）を通じて、企業の事業環境そのものを改善する。

負担論を便益論へ転換することが、企業の継続的な協力の基盤となる。オンライン化だけでは足りない。once-only と代替（民間・オルタナティブデータの活用）、生成 AI、そして便益の還元をあわせて初めて、企業の負担は根本から軽減され、統計の持続可能性が高まる。後編では、これらを阻む課題と、現行の第 IV 期基本計画が終了する 2027 年度を見据えた次期第 V 期基本計画への提言を示す。

以上